

市・県民税の申告を受け付けます

申告期間 2月8日(水)～3月15日(木)

平成24年度市・県民税の申告受け付けと申告書の記載相談を行います。

申告期間中は会場が大変混雑しますので、書類は必ず整理・集計して持参してください。書類の整理・集計をしていない場合は、整理後の受け付けとなります。また、自書申告できるかたは郵送で提出してください。

なお、▶税務署から確定申告書が送付されているか▶譲渡所得（収用を除く）のあるか▶配当所得のあるか▶住宅ローン控除の1年目のかたは税務署で申告してください（国税庁のホームページでも作成できます）。

☎税務課市民税係 ☎6767



申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送されています。税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告案内は行いません。申告書が郵送されなかったかたでも、申告が必要だと思われるかたは申告においでください。また、申告書の送付を希望するかたはご連絡いただければ郵送します。※申告書は、市ホームページからダウンロードできます。

その他

- ▼国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。
- ▼保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

申告をしなかった場合

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。

申告・相談の受け付け日程

- 平日受付日 2月8日(水)～3月15日(木)
- 休日受付日 3月4日(日)
- ※日時指定は行いませんので、この期間の都合の良い日に早めにおいでください。
- 受付時間
 - ▼午前8時40分～11時30分
 - ▼午後1時～4時
- ※申告書記載相談は午前8時50分から始めます。
- 会場 市役所新館5階第1会議室

申告が必要なかた

- ▼平成24年1月1日現在において、市内に住所があるかた
- ▼市外に住所があるかたで、市内に事務所・家屋敷などを所有しているかた
- ▼病気や失業などで収入がなかったかた
- ▼市外のかたに扶養されていたかた（夫が単身赴任や学生など）
- ▼非課税の年金（障害者年金・遺族年金）や手当で生活していたかた
- ▼公的年金収入だけで、65歳未満のかたは98万円、65歳以上のかたは148万円を超えているかた（申告してください）

※次に該当するかたも忘れずに申告してください。

今年の申告の留意事項

東日本大震災に対する寄附金控除

寄附金控除の適用を受けようとするかたは、原則として寄附した団体からの領収書が必要ですが、震災関連寄附金については、振込依頼書の控えや郵便振替の半券（ともに原本）でも申告できます。（寄附団体によっては、他に確認書類を求められる場合があります）

また、震災関連寄附金については、「ふるさと寄附金」と同様の控除が適用されます。

自書申告の推進

申告時間の軽減と、申告者が自分の申告内容を把握するため、自書申告の推進を図ります。自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、税務課から照会します。

収支内訳書の作成と領収書の整理・集計

農業や事業所得、不動産所得のあるかたは収支内訳書を作成してください。作成できないかたは、各

告することで減税や非課税になる場合があります。

扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

申告が不要なかた

- ▼平成23年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた
- ▼平成23年中の所得が給与だけで、年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた
- ▼医療費控除や寄附金控除など給与支払報告書に記載のない各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。
- ▼収入が公的年金だけで、65歳未満のかたは98万円以下、65歳以上のかたは148万円以下のかた（市・県民税が課税されません）

申告に必要なもの

- ①申告書および申告受付票
- ②申告書は、申告会場、税務課、十和田湖支所にあります。
- ③平成23年中の所得や経費がわかる書類
- ▼給与所得者 源泉徴収票
- ※必ず持参してください。
- ▼年金所得者 公的年金などの源泉徴収票や非課税年金の決定通知書

▼営業・農業・不動産所得者など仕入れや売り上げなどの帳簿類や、経費の領収書など、収入や経費の内容がわかるもの

※領収書は肥料代、農薬代、油代、修繕費など経費ごとに整理・集計してきてください。整理・集計していない場合は、受け付けできません。整理してからの受け付けとなります。

④控除に必要な書類

- ▼生命保険料、地震保険料、寄附金控除 支払額などの証明書
- ▼社会保険料控除 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの支払った額がわかるもの
- ▼障害者控除 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度がわかるもの
- ▼医療費控除 領収書、医療費を補てんする保険金などの額がわかるもの（おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です）
- ※領収書は病院ごとに集計して持参してください。



e-TAXをご利用ください

e-TAX申告（電子申告）が初めてのかたに限り、所得税で最高4000円（所得税額が4000円以下の場合はその額）の税額控除を受けることができます。

なお、e-TAX申告を利用する際は、市民課で公的個人認証サービスの電子証明書（手数料500円）が必要になります。また、住民基本台帳カードをお持ちでないかたは、住民基本台帳カードの交付（手数料500円）も必要になります。公的個人認証サービスの電子証明書の発行手続きに一人当たり約40分の時間がかかります。



法量・奥瀬地区のかたへ

申告用の送迎バスを運行します！



十和田湖支所から市役所までの「申告用バス」を運行します。お車でおいでになれないかたはご利用ください。

- 運行日 2月22日(水)
- 運行経路・時間

行き	帰り
支所発⇒本庁着	本庁発⇒支所着
9:30⇒9:50	11:30⇒11:50

- 乗降場所
 - ▶行き 十和田湖支所北側駐車場
 - ▶帰り 市役所新館東側
- ※途中下車や途中乗車はできません。